

鳥取県後期高齢者医療広域連合連絡用自動車管理規程

平成19年6月1日

訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、鳥取県後期高齢者医療広域連合連絡用自動車（以下「連絡用車」という。）の使用及び管理を行うに必要な事項を定め、適正な管理と効率的な使用及び運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「連絡用車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に定める普通自動車で、広域連合が所有するもの及び自動車リース契約に係るリース車両をいう。

(連絡用車の管理)

第3条 連絡用車の管理については、総務課長が管理事務を取り扱うものとする。

(連絡用車の使用)

第4条 連絡用車を使用しようとするときは、使用伺兼運転日誌（様式第1号）により総務課長の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後においてその手続をとることができるものとする。

2 使用中に事故については、直ちに総務課長に報告して、その指示にしたがわなければならない。ただし、軽易な事故については、帰所後報告するものとする。

3 前項の使用伺兼運転日誌は、連絡用車の使用を終えたとき所定事項を記入した上、総務課長に報告しなければならない。

(連絡用車の管理)

第5条 総務課長は連絡用車について、車両台帳及び必要簿冊を備え、所要事項を常に記入し、常に整備しておかななければならない。

2 備付けの台帳及び簿冊は、次のとおりとする。

- (1) 使用伺兼運転日誌（様式第1号）
- (2) 車両台帳（様式第2号）
- (3) 連絡用車整備記録簿（様式第3号）
- (4) その他必要と認める簿冊

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

様式第2号(第5条関係)

車 両 台 帳

車 両 台 帳			自動車検査証番号		自動車登録番号	
車 名		車 台 番 号		購 入 年 月 日		
種 別		原 動 機 番 号		購 入 価 格		
型 式		型 状		購 入 科 目		
事業用・自家用の別		用 途		納 入 者		
原 動 機 型 式		総排気量及びサイクル又は定格出力	サイクル 立方センチメートル	使 用 開 始		
車 両 重 量				使 用 の 本 拠 位 置		
乗 車 定 員		燃 料 種 類		所 有 者		
車 両 総 重 量		気 筒 数				
長 さ		総 容 積		使 用 者		
幅		タイヤの大きさ	前輪			
高 さ			後輪		廃 車 年 月 日	
摘 要						

